

## 第11章 準備書記載事項の修正の概要

準備書についての経済産業大臣の勧告（平成24年11月8日 20121030 商第49号）、環境大臣からの意見並びに北海道知事の意見を踏まえ、準備書の記載内容の見直しを行い、その記載事項を修正した。

修正の概要は、第11-1表(1)～(6)のとおりである。

第11-1表(1) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書記載頁	修正内容	修正の理由
目次	目次	項目立てを変更し、詳細な目次とした。	環境影響評価法の対象事業となったことに伴い、関連法規及び「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、平成27年）に準拠して評価書を作成したため（以降、「法アセス移行による。」とする）。
はじめに	はじめに	準備書からの変更点について概要を記載した。	より適切な記載とした。
第2章 対象事業の目的及び内容	2.1-1 ~2.2-44	環境影響評価法、電気事業法並びに主務省令に基づき、対象事業の目的及び内容を詳細かつ具体的に記載するとともに、最新の事業計画に基づき記載内容（風力発電機の出力、風車の配置等）を変更した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
2.1 対象事業の目的	2.1-1	事業予定地の選定経緯について追記した。	より適切な記載とした。
2.1.2 事業予定地の選定経緯			
2.2 対象事業の内容	2.2-1	風力発電機の出力及び基数を変更した。	風力発電機の変更による。
2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力			
2.2.6 特定対象事業により設置される発電所の設備の配置計画等の概要	2.2-2~9	対象事業実施区域内の改変面積について追記するとともに、対象事業実施区域の空中写真及び風力発電所の最新の配置計画図を記載した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	2.2-10	工事期間及び工事工程の計画について追記した。	より適切な記載とした。
	2.2-11~28	主要な工事の規模及び方法として、土地の切盛土平面図を記載するとともに、緑化、電気工事及び風力発電機据付工事の計画について追記した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	2.2-28	工事中仮設備の概要について追記した。	より適切な記載とした。
	2.2-28~31	工事中道路、工事中資材等の運搬の方法及び規模について追記するとともに図示した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	2.2-32	工事中用水の取水方法及び規模、土地使用面積、騒音及び振動の主要な発生源となる機器の種類及び容量について追記した。	より適切な記載とした。
	2.2-33	工事中の排水に関する事項について追記するとともに、沈砂池の構造図を記載した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。

第 11-1 表 (2) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書記載頁	修正内容	修正の理由
2.2.6 特定対象事業により設置される発電所の設備の配置計画等の概要	2.2-34~35	切土、盛土における計画土量、工事に伴う産業廃棄物の種類及び量等について追記した。	より適切な記載とした。
2.2.7 特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化するもの	2.2-36~38	風力発電機の概要について記載するとともに、塗装からの有害物質溶出による影響について追記した。また、風力発電機の外形図及び基礎構造図を記載した。	より適切な記載とした。
	2.2-39	運転設備管理事務所及び連系施設について追記した。	より適切な記載とした。
	2.2-40~41	送電線設備について追記するとともに、送電線ルート図、送電線支持物の外形図並びに地下埋設の標準断面図について記載した。	より適切な記載とした。
	2.2-39	系統電力の年間使用について記載した。	より適切な記載とした。
	2.2-39	一般排水に関する事項について記載した。	より適切な記載とした。
	2.2-39	用水に関する事項について記載した。	より適切な記載とした。
	2.2-42~43	風力発電機から発生する騒音(スイッチング音及び周波数分析結果含む)について記載した。	経済産業大臣の勧告を踏まえた記載内容の見直しによる。
	2.2-36	資材等の運搬の方法及び規模について記載した。	より適切な記載とした。
	2.2-44	産業廃棄物の種類及び量について記載した。	より適切な記載とした。
	2.2-44	温室効果ガスの削減量について記載した。	より適切な記載とした。
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3.1-1 ~3.2-216	項目立て及び記載順序を変更するとともに、掲載する内容について、評価書作成時点における最新のものに更新した。	より適切な記載とした。
3.1 自然的状況	3.1-1~28	大気質の状況、騒音の状況及び振動の状況等について追記した。	より適切な記載とした。
3.1.1 大気環境の状況			
3.1.3 土壌及び地盤の状況	3.1-38~40	土壌及び地盤の状況について追記した。	より適切な記載とした。
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3.1-46~54	文献調査を追記した。	より適切な記載とした。
	3.1-58~59	生態系の状況について追記した。	より適切な記載とした。
3.1.7 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3.1-60~68	景観資源について追記した。	より適切な記載とした。
3.1.8 一般環境中の放射性物質の状況	3.1-69,70	一般環境中の放射性物質の状況について追記した。	より適切な記載とした。
3.2 社会的状況	3.2-15	河川、湖沼の利用状況、海域の利用状況及び地下水の利用状況について追記した。	より適切な記載とした。
3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況			
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3.2-22~29	学校、病院等の状況について追記した。	より適切な記載とした。
3.2.6 下水道の整備の状況	3.2-30	下水道の整備状況について追記した。	より適切な記載とした。
3.2.7 廃棄物の状況	3.2-31~33	一般廃棄物の状況及び産業廃棄物の状況について追記した。	より適切な記載とした。

第 11-1 表 (3) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書記載頁	修正内容	修正の理由
3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	3.2-34~81	公害関係法令等について、(1)環境基準等、(2)規制基準等、(3)その他の環境保全計画等にそれぞれ分けて記載し、内容を追記した。	より適切な記載とした。
	3.2-82~96	対象事業実施区域及びその周囲における自然環境法令等の指定状況について再整理した。	より適切な記載とした。
3.2.10 関係法令等による規制状況のまとめ	3.2-100	関係法令等による規制状況のまとめを追記した。	より適切な記載とした。
第 5 章 方法書に対する経済産業大臣の勧告	5-1	方法書に対する経済産業大臣の勧告について追記した。	法アセス移行による。
第 6 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	6.1-1~9	主務省令に基づき環境影響評価項目及び調査手法を選定するとともに、選定・非選定の理由についても具体的に記載した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
6.1 環境影響評価の項目の選定			
6.2 調査、予測及び評価の手法の選定	6.2-1~44	環境影響評価法、電気事業法及び発電所アセス省令に基づき環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するとともに、選定理由を明確に記載した。 なお、工事用資材等の搬出入に伴う人と自然との触れ合いの活動の場、造成等の施工による一時的な影響による水質、地下水、動物、植物、生態系、廃棄物等、地形改変及び施設の有無による地下水を新たに環境影響評価項目として選定した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
6.2.1 調査、予測及び評価の手法	6.2-3,5	風力発電機の可視領域図を追加した。	より適切な記載とした。
	6.2-6~8	地下水の予測を追加した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	6.2-9	重要な地形及び地質で飛砂シミュレーションを追加した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	6.2-12~14	キタハウネンエビの調査を追加した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	6.2-14	1月及び2月の猛禽類調査を追加した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	6.2-25	植物侵略的外来種の予測、評価を追加した。	北海道意見等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	6.2-28~34	上位性の注目種をキタキツネ、ノスリ及びアカモズ、典型性の注目種をノビタキ及び海浜植生、特殊性注目種をエゾアカヤマアリとした調査、予測、評価を行った。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	6.2-35~37	景観の調査地点として3地点を追加した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	6.2-38~42	人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として1地点を追加した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。

第 11-1 表 (4) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書記載頁	修正内容	修正の理由
6.2.3 有識者等の意見の概要	6.2-44～45	有識者等への意見聴取の概要を追記した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
第 7 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	7-1	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言について追記した。	法アセス移行による。
第 8 章 環境影響評価の結果	8.1.1-1～8.4-48	文章の構成を変更した。(「(2)予測及び評価の結果」は、一部を除き「工事の実施」と「土地又は工作物の存在及び供用」に分けて記載し、それぞれ「(a)環境保全措置」、「(b)予測」及び「(c)評価の結果」に分けて記載。)	法アセス移行による。
8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.1 大気環境 1. 騒音	8.1.1-7,9	風車騒音の予測手法において、空気吸収による音の減衰の計算方法の国際基準である ISO9613-1 の計算方法を採用し、野外の音の伝播減衰に関する一般的計算方法である ISO9613-2 を用いた。	空気吸収による音の減衰量を評価するため。
	8.1.1-12～18	風力発電機の配置の見直しに伴う効果について予測を実施し追記した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
2. 低周波音(超低周波音(周波数 20Hz 以下の音波)を含む)	8.1.1-31～34	風力発電機の配置の見直しに伴う効果について予測を実施し追記した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	8.1.1-35～48	「低周波音の測定に関するマニュアル」に示される「建具のがたつきが始まるレベル」及び「環境アセスメントの技術」に示される「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較結果を記載した。	より適切な記載とした。
8.1.2 水環境 1. 水質(水の濁り)	8.1.2-1～4	造成等の施工による一時的な影響について、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を追加記載した。	経済産業大臣の勧告を踏まえた記載内容の見直しによる。
2. 地下水(水位及び水質)	8.1.2-5～23	造成等の施工による一時的な影響、地形変化及び施設の有無について、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を追加記載した。	経済産業大臣の勧告を踏まえた記載内容の見直しによる。
8.1.3 その他の環境 1. 地形及び地質	8.1.3-9～12	飛砂のシミュレーションを実施した。	環境大臣意見を踏まえた記載内容の見直しによる。
8.1.4 動物	8.1.4-1～108	造成等の施工による一時的な影響、地形変化及び施設の有無について、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を追加記載した。	経済産業大臣の勧告を踏まえた記載内容の見直しによる。
	8.1.4-34～53	重要な種の確認位置と変更区域の重ね合わせを行った。	より適切な記載とした。
	8.1.4-54～69	猛禽類の生息状況についての追加調査結果を追記した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	8.1.4-74～77,105～106	キタホウネンエビの生息状況について調査結果を追記した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。

第 11-1 表 (5) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書記載頁	修正内容	修正の理由
8.1.4 動物	8.1.4-77,105	環境保全措置に「準備書時には 20 基を予定していた風力発電機の設置数を 10 基に減らす計画とする。」「風力発電機のライトアップは実施しない。」と追記した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	8.1.4-82~94	「風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年）に基づいて予測衝突回数を算出し、記載した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
8.1.5 植物	8.1.5-1~32	造成等の施工による一時的な影響、地形変化及び施設の有無について、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を追加記載した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	8.1.5-2~6,26	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律で指定されている「特定外来生物」の調査を追加するとともに、予測及び評価の結果を追記した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	8.1.5-25~32	風力発電機の配置の見直しに伴い予測及び評価の結果を変更した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
8.1.6 生態系	8.1.6-1~97	造成等の施工による一時的な影響、地形変化及び施設の有無について、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を追加記載した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	8.1.6-1~97	上位性の注目種をキタキツネ、ノスリ及びアカモズ、典型性の注目種をノビタキ及び海浜植生、特殊性注目種をエゾアカヤマアリとした調査、予測、評価を行った。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	8.1.6-1~97	風力発電機の配置の見直しに伴い予測及び評価の結果を変更した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
8.1.7 景観	8.1.7-1~26	景観の調査地点として 3 地点を追加するとともに、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を変更した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	8.1.7-1,2	調査範囲の設定根拠を追記した。	より適切な記載とした。
8.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場	8.1.8-13~18	予測・評価をより具体的に記載した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	8.1.8-14~16	工事用資材等の搬出入に伴う影響について、予測及び評価の結果を追記した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。

第 11-1 表 (6) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書記載頁	修正内容	修正の理由
8.1.9 廃棄物等	8.1.9-1,2	予測及び評価の結果を追記した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
	8.1.9-1,2	環境保全措置に「工事に伴い発生した土は、敷地、道路造成の盛土及び敷均しに使用するため、残土の搬出は実施しない。」等と追記した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
8.2 環境の保全のための措置	8.2-1~18	環境影響評価法、電気事業法並びに主務省令に基づき、環境保全措置を再検討し、環境保全措置の検討の経過及び結果を追記するとともに、措置の効果及びその不確実性等について表形式で具体的に整理し、記載した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
8.3 事後調査	8.3-1~7	環境影響評価法、電気事業法並びに主務省令に基づき、事後調査を行う項目として「騒音・低周波音」、「哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、昆虫類」、「猛禽類」、「バードストライク及びバットストライク」、「植物」、「生態系」及び「景観」を選定するとともに、その内容について記載した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
8.4 環境影響の総合的な評価	8.4-1~48	環境影響評価法、電気事業法及び発電所アセス省令に基づき、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を一覧できるよう取りまとめ追加記載した。	経済産業大臣の勧告等を踏まえた記載内容の見直しによる。
第 9 章 準備書についての意見と事業者の見解	9.1-1~9.2-3	住民等からの意見の概要及び知事の見解、並びに事業者の見解について追記した。	法アセス移行による。
第 10 章 準備書に対する経済産業大臣の勧告	10-1~9	準備書に対する経済産業大臣の勧告について追記した。	法アセス移行による。
第 11 章 準備書記載事項の修正の概要	11-1~6	準備書記載事項の修正の概要について追記した。	法アセス移行による。
第 12 章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	12-1	環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地について追記した。	法アセス移行による。
巻末資料	巻末資料	詳細な調査結果について巻末資料で補足した。	より適切な記載とした。